適格請求書発行事業者の登録申請書

	1	7\ (受印\																								[1	/	2]
令和		. 三 月	月				j ナ)	· -	(= :	721		510	12)												_		
住所又は、(法人の場								所(② (法丿	〒 731 — 5102) (法人の場合のみ公表されます) 公島市佐伯区五日市町大字石内石休6077-1																		
本						店	又	は	広島	市位	生伯	ΣŦ	日百	5町	大	字石	内石	5休	607	7-1								
				申	主たの。		F 務 在	地									(官	言話。		. 0	82	_	94	11	_	52	265)
					(7	リメ	j ナ)										(H	2111	Ξ -7									
									(〒 7						- -	ァエ	ᆹ	- (木	607 [°]	7_1								
					納	税		地	Ищ	ין כן י	тін		тыі	ן אינן	Т	ГЦ	וניו	יוא ב	001	, - 1								
				請													(官	言話:	番号	. 0	82	_	94	ļ1_	_	52	265)
					(フ	リメ	i ナ)	` _		† 力*	イシャ	1 −	トズフ	ァクト	リーミ	<u>:</u> -												
					氏 名	又力	ま名		_	会补	+	オ-	- -	ズフ	7ァ	クト	IJ-	- 3	۲									
						, ,			1.1		_	-		,,,			-											
				者	(7	リメ	j ナ))	<u>=</u> +	スユキ																		
					(法)				水戸	扂	₹之																	
	出日市	1M 7h			代 表 	者	氏	名																				
	н н 11	忧粉	署長殿		法		番	号			_			ı	_	_			1	_		ī		ı	. 1			_
	の申請	書に記	載した	<u> </u> .次のヨ	 事項(◎	1 印欄	<u></u>)は、		9 §請求	2 書発	 §行	4 事業	0 者登	 £録	<mark>0</mark> 簿に	」0 2 登載	<u>ー</u> 載さ	<u>1</u> れる		<u>)</u> とも	<u>4</u> っに	_	1 [税』		4 √	<u>1</u> ムベ	<u> </u>	<u>6</u> ジで
公表	されま	す。の氏名																										
2	法人 (人格の	ない社	団等を	と除く。 登録番									所の	り所	在地												
					て公表し									公表	さま	れる	文"	字と	が∮	異な	る場	易合	があ	り	ます	•		
					求書発第5条																							
,	Ж ≝	該申記	青書は	、所	現税法: 目以前に 日以前に	等の-	一部を	改工	Eする	法																		
											1. 4.		.н Л	1-1-	<u>Д</u> т		·- ·	, ,	20	7.\	<u> </u>	-r: 1:		<i>a</i>	+ + +		≠. 1	
					期間の 和 5 年						_	: 0 1	易合	17.	行 州	154	平() 月	30	<i>コ)</i>	よ	C. 10		() [平 祚] 晋	全1	定田
					この!	申請書	を提出	する	時点に	おい	って	、該	当す	る	事業:	者の	区分	オにル	古じ	, [[に]	レ即	を付	し	てく	ださ	ζ [/ \)
事	業	者	区	分				$\overline{\vee}$	四 謝	税	事美	美者					[免	税	事業	者						
							录要件 Ø																	に	は、	次多	薬 「	免税
△ ±n	5年2	H 01 H	(性 少 t	担用の	于人	1 42 ME H	Pall C.D.	0 1104	, C	· /-	,	()	11 0	V 10	, но 4	~	٠, ١,		HET TH	2		• •	/ 0					
判定	により	月31日 課税事第 年6月3	業者とフ	なる場																								
この	申請書	平り方さ を提出す とにつき	ること:	ができ																								
		は、その																										
						 ±法人	長名	 -	 会計																			
税	理	士	署	名	税理																							
																	(冒	 直話:			82	_	2		_	_58	368)
※ 税	整理番号				部門 番号		申詢	清 年	. 月日	1			年		月		日 日	<u></u>	信	· 左	月 =		寸	FI FI	1/1			
務					留り		** □			<u> </u> 	р			∴±-		確認									免許			
署処	入力	処 理	!	年	月	日	番号 確認					元認			车	書類	ú ⊰ 	その他 	<u>! (</u>						1)		
理欄	登録	番号	т,		1 1				1 ,			ı				-		1		-	-		- 1					-

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

インボイス制度

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

	氏名又は名称 株式会社 2	オートズファクトリーミト								
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。									
免	(平成28年法律第15号)附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者									
税	※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこと	:となります。 								
事	個人番号									
 業	事生年月日(個法人事業	年 度								
者	業 人)又は設立 年 月 日 内 (大日日(オー))	至 月 日								
自	容年月日(法人)記載資	本 金 円								
の	等事業内容	(X) Hat BB (c) kg (c)								
確	※ 令和	税 期 間 の 初 日 15年10月1日から令和6年3月31日 間のいずれかの日								
認	規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け ようとする事業者									
	マ和 年 月 日									
登	登 課税事業者です。									
録	→ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 ☑ はい □ いいえ の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ □									
要										
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 Ø はい ロ いいえ									
確	(「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。) 									
認	- その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して - います。 -	□ はい □ いいえ								
参										
考										
事										
項										